

大館市森林整備計画書

第一次変更計画

計画期間 自 平成30年 4月 1日
至 平成40年 3月31日

(第一次変更 平成31年3月)



写真：列状間伐の実施



写真：高齢級秋田スギ「あきたの極上品」



写真：大館曲げわっぱ150年の森



写真：東京2020オリパラ大会エンブレム盾

秋 田 県

大 館 市

【変更理由】

次の理由から森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第4項において準用する同法第10条の5第10項の規定に基づき変更するものである。

- 1 米代川地域森林計画変更計画（平成31年1月変更）を踏まえ、森林経営管理制度に関する項目を追加するとともに、当該制度に関連する項目の内容を変更する。
また、変更計画に林道事業として実施する路線が追加されたため、路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域を設定するとともに、基幹路網の整備計画を変更する。
- 2 当市林業施策の推進を目的として、ゾーニング（大径材等良質材生産機能維持増進森林）の施業方法の変更、「木育」に関する事項を追加する。
- 3 その他、錯誤等により一部修正する。

なお、本変更計画は、平成31年4月1日に効力を生じる。

【変更事項及び頁】

II 森林の整備に関する事項

第2 造林に関する事項

- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

3 その他必要な事項

- (1) 大径材等良質材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する方針

- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項・・・・・・・・ 5

3 作業路網の整備に関する事項

- (1) 基幹路網に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

V その他森林整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

7 その他必要な事項

- (1 1) 木育に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

目 次

I 伐採、造林、保育その他の森林の整備に関する基本的な事項

1	森林の整備の現状と課題	1
2	林業成長産業化に関する事項	1
3	森林整備の基本方針	1
4	森林施業の合理化に関する基本方針	1

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1	樹種別の立木の標準伐期齢	1
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	1
3	その他必要な事項	1

第2 造林に関する事項

1	人工造林に関する事項	1
2	天然更新に関する事項	2
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	2
4	森林法10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	2
5	その他必要な事項	2

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	2
2	保育の種類別の標準的な方法	2
3	その他必要な事項	2

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法	3
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	3
3	その他必要な事項	3

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する方針

1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	4
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	4
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	4
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	4
5	その他必要な事項	4

目 次

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策・・・・・・・・ 5
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・ 5
- 4 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項・・・・ 5
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項・・・・・・・・ 5
- 3 作業路網の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する・・・・ 6
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項・・・・・・・・ 6
- 4 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止の森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法・・・・ 6
- 2 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第2 森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害の駆除及び予防の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 林野火災の予防の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項・・・・ 7
- 5 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、その他の別の施業の方法に関する事項・ 7
- 3 保健機能森林の区域内の森林保健施設の整備に関する事項・・・・・・・・ 7
- 4 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

目 次

V その他森林整備のために必要な事項

1	森林経営計画の作成に関する事項	8
2	生活環境の整備に関する事項	8
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	8
4	森林の総合利用の推進に関する事項	8
5	住民参加による森林の整備に関する事項	8
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	9
7	その他必要な事項	9

I 伐採、造林、保育その他の森林の整備に関する基本的な事項

1 森林の整備の現状と課題

変更なし。

2 林業成長産業化に関する事項

変更なし。

3 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

変更なし。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

変更なし。

4 森林施業の合理化に関する基本方針

変更なし。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

変更なし。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

変更なし。

3 その他必要な事項

変更なし。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

変更なし。

(2) 人工造林の標準的な方法

変更なし。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

変更なし。

2 天然更新に関する事項

- (1) 天然更新の対象樹種
変更なし。
- (2) 天然更新の標準的な方法
変更なし。
- (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間
変更なし。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域			備 考
地 区	林 班	小 班	
比 内	1	1 8	比内町扇田字長坂

4 森林法10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

- (1) 造林の対象樹種
変更なし。
- (2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数
変更なし。

5 その他必要な事項

変更なし。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準**1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法**

変更なし。

2 保育の種類別の標準的な方法

変更なし。

3 その他必要な事項

- (1) その他間伐及び保育の基準
変更なし。
- (2) その他必要な事項
変更なし。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

変更なし。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

変更なし。

(2) 土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、快適な環境の形成の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

変更なし。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

材木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施の設定見込み等から～（略）

(2) 森林施業の方法

変更なし。

3 その他必要な事項

(1) 大径材等良質材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

イ 森林施業の方法

樹種	施業種	施業方法																																																																																																																																																																																						
スギ	地拵え	全刈筋置を原則とし、灌木等が少ない箇所は枝条存置とする。																																																																																																																																																																																						
	植付	3,000本/ha～4,000本/haを基本とする。																																																																																																																																																																																						
	保育	保育の基準は下表のとおりとする。 なお、下刈については植栽後5年程度まで実施することを基本とする。ただし、雑草等の繁茂状況により、前倒し終了あるいは6年目以降も実施することとする。																																																																																																																																																																																						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">作業種別</th> <th colspan="17">保育計画</th> </tr> <tr> <th></th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>13</th> <th>14</th> <th>15</th> <th>16</th> <th>17</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">下刈り</td> <td>普通</td> <td>○</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特殊</td> <td>○</td> <td>◎</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">つる切り</td> <td>普通</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特殊</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">除伐</td> <td>普通</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特殊</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">枝打ち</td> <td>普通</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特殊</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	作業種別	保育計画																		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	下刈り	普通	○	◎	◎	○	○	○												特殊	○	◎	◎	○	○	○												つる切り	普通							○		○									特殊								○		○								除伐	普通										○			○					特殊											○			○				枝打ち	普通																		特殊								○					○		
作業種別	保育計画																																																																																																																																																																																							
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17																																																																																																																																																																						
下刈り	普通	○	◎	◎	○	○	○																																																																																																																																																																																	
	特殊	○	◎	◎	○	○	○																																																																																																																																																																																	
つる切り	普通							○		○																																																																																																																																																																														
	特殊								○		○																																																																																																																																																																													
除伐	普通										○			○																																																																																																																																																																										
	特殊											○			○																																																																																																																																																																									
枝打ち	普通																																																																																																																																																																																							
	特殊								○					○				○																																																																																																																																																																						

注) 「特殊」は豪雪地帯等、下刈の「◎」は2回刈

	間伐	若齢期はやや成長を抑えるため、林冠がうっ閉してきた頃（約20年生前後）から弱度の本数間伐を実施し、20年生代と30年生代に各1回実施することとする。40年生以降に強度の間伐で成長を促すこととし、60年生までは概ね10年、それ以降は15～20年隔きを実施するものとする。なお、高齢級での個体間距離を概ね9m確保することを目標とする。
--	----	---

(2) 施業実施協定の締結の促進方法
変更なし。

(3) その他
変更なし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する方針

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

変更なし。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

変更なし。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

変更なし。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林経営管理制度の導入により、森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には、市が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託し、林業経営に適さない森林及び意欲と能力のある林業経営者に再委託するまでの間の森林については市が経営管理を行うことで森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図るものとする。

5 その他必要な事項

変更なし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

変更なし。

(1) 森林経営計画の作成や施業集約化等の促進
変更なし。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

変更なし。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

変更なし。

4 その他必要な事項

(1) 林地台帳の活用
変更なし。

(2) 地域林政アドバイザーの活用
変更なし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

変更なし。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

○計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

路網整備等 推進区域	面積 (h a)	開設予定 路線	開設予定延長 (m)	対図番号	備考
数馬	114	数馬線	1,500	3	

3 作業路網の整備に関する事項

変更なし。

(1) 基幹路網に関する事項

イ 基幹路網の整備計画

(別表3) 基幹路網の整備計画 (開設/新設・改築)

(大館地区)

種類	(区分)	路線名	延長 (k m)	利用区域 面積 (h a)	前半5カ年 の計画箇所	図面 番号	備考
自動車道	林業専用道	数馬	1.5	114	○	10	

(2) 細部路網の整備に関する事項

変更なし。

4 その他必要な事項

- (1) 「大館市森林作業道整備支援事業費補助金」について
変更なし。

第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

変更なし。

- (1) 林業労働者の確保
変更なし。

- (2) 林業後継者等の育成
変更なし。

- (3) 林業事業体の体質強化方策
変更なし。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

変更なし。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

- (1) 木材流通の合理化
変更なし。
- (2) 生産体制の整備と利用の促進
変更なし。
- (3) 関係者の合意形成
変更なし。

4 その他必要な事項

変更なし。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止の森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

- (1) 区域設定
変更なし。

(2) 鳥獣害の防止の方法
変更なし。

2 その他必要な事項

変更なし。

第2 森林病虫害の駆除又は予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病虫害の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害の駆除又は予防に関する事項
変更なし。

(2) その他
変更なし。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

変更なし。

3 林野火災の予防の方法

変更なし。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

変更なし。

5 その他必要な事項

変更なし。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

変更なし。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、その他の別の施業の方法に関する事項

変更なし。

3 保健機能森林の区域内の森林保健施設の整備に関する事項

変更なし。

(1) 森林保健施設の整備
変更なし。

- (2) 立木の期待平均樹高
変更なし。

4 その他必要な事項

変更なし。

V その他森林整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

- (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

ア～エ (略)

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保するため、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

- (2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域
変更なし。

2 生活環境の整備に関する事項

変更なし。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

- (1) 「大館市秋田杉集成材等需要拡大事業費補助金」について
変更なし。

- (2) 「大館市ペレットストーブ設置費補助金事業」について
変更なし。

- (3) 東京都港区との国産材活用の協定について
変更なし。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

変更なし。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

- (1) 地域住民参加による取組に関する事項
変更なし。

(2) 上下流連携による取組に関する事項
変更なし。

(3) その他
変更なし。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし。

7 その他必要な事項

(1) 森林施業に関する技術及び普及・指導に関する事項
変更なし。

(2) 秋田県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例（平成15年4月施行）に関する
こと
変更なし。

(3) 秋田県水源森林地域の保全に関する条例（平成26年4月施行）に関する事項
変更なし。

(4) クマの被害増加への対策
変更なし。

(5) 保安林その他法令により制限を受けている森林に関する事項
変更なし。

(6) 土地の形質の変更にあたり留意すべき事項
変更なし。

(7) 市有林の整備及び活用等に関する事項
変更なし。

(8) 鳥獣被害防止対策事業に関する事項
変更なし。

(9) 「日本の木材活用リレー～みんなで作るビレッジプラザ～」に関する事項
変更なし。

(10) 公共建築物等への木材の利用
変更なし。

(11) 木育に関する事項

木材の良さに対する市民の理解を一層醸成することにより、木材製品の需要拡大につなげるため、無垢材をはじめとする木の良さ、森林整備や地域活性化に果たす木材利用の意義を学ぶ「木育」の実践的な取組みを推進することとする。



大館というところ。



匠と歴史を伝承し
誇りと宝を力に変えていく
「未来創造都市」

大館市産業部農林課農林整備係

〒017-0897 秋田県大館市字三ノ丸 13-19

TEL: 0186-43-7075 / FAX: 0186-42-8570

norin@city.odate.lg.jp